傍線
部分
は
改正
部分
_

大条 法第四十条第四項に 大条 法第四十条第四項に 大条 法第四十条第四項に 大名事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 たる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に掲げる事務所又は従たる事務 に関いる。)	、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を添付、申請書に次の書類を終わないものに限る。)に、表 法第五十条の四ただ、申請書に次の書類を添付。
第十章 雑則(第二百五十六条—第二百五十八条) 第九章 監督(第二百四十八条—第二百五十五条)	第十章 雑則(第二百五十五条—第二百五十七条) 第九章 監督(第二百四十八条—第二百五十四条)
第一章~第八章(略) 目次	第一章~第八章(略) 目次
現行	改 正 案

より行うものとする。

一~六 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 事業 掲げる方法とする。 法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、 合」という。) て同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組 (責任共済等の事業を除く。)をいう。以下この条及び次条におい 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済 の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての 次の各号に

\ + -(略

2

(略)

3 該各号の資産の合計額は、 号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、 ての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、 Ļ 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用につい 当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。 当該組合の共済事業に属する資産の総額に対 次の各 当

<u>〈</u> 匹 略

4

(略

厚生労働大臣。 域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあつては、 第 一百三条において同じ。)に提出することにより行う

ものとする。

一~六 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法

第二百一条 事業 各号に掲げる方法とする。 法第五十条の十四第一 合」という。 て同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組 (責任共済等の事業を除く。) をいう。以下この条及び次条にお 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済 の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての 項に規定する厚生労働省令で定める方法は、 次の

\ + = (略)

2

(略)

3 V) 額に対し、 次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合と ての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用につい 当該各号の資産の合計額は、 当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならな 当該組合の共済事業に属する資産の総

4

〈 匹

略

(略)

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準

第二百二条 の各号に掲げる方法とする ついての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、 済事業組合」という。 長期共済事業組合以外の組合 の財産であつて共済事業に属する資産の運用に (以下この条において「短期共 次

~ 十 三 (略)

2 以上、 対し、 割合を乗じて得た額以下でなければならない 当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に 各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし いての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用につ 第 一号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める 一号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて得た額 次 0

~ 五. 略

3

(略

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 ŋ に運用方法に関する書類を添付して、これを行政庁に提出することによ する規程、 る承認の申請を行う場合は、 行うものとする。 資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並び 共済事業を行う組合が法第五十条の十四ただし書に規定す 申請書に理由書、 当該組合の資産運用に関

2 行政庁は 前項の組合に対して、 定款、 規約、 決算関係書類及び事業

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準

共

第二百二条 は、 ついての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法 済事業組合」という。 次の各号に掲げる方法とする 長期共済事業組合以外の組合 の財産であつて共済事業に属する資産の (以下この条において 短短 運 角に 期

~ 十 三 (略)

2 とし、 得た額以上、 定める割合を乗じて得た額以下でなければならない 総額に対し、 11 次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合 ての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の 当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産 第 第 一号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に 号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて 運 用 に

~ 五. (略)

3

(略)

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 用に関する規程、 することにより行うものとする。 制並びに運用方法に関する書類を添付して、 規定する承認の申請を行う場合は、 共済事業を行う組合が法第五十条の十四第一 資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体 申請書に理由書、 これを地方厚生局長に提出 当該組合の資産 項ただし書に

2 地方厚生局長は、 前項の組合に対して、 定款、 規約、 決算関係書類及

(削る)

び事業報告書並びにこれらの附属明細書その他必要と認める書類の提出 を求めることができる。

3 (略)

(権限の委任)

第二百五十五条 法第九十七条の四第 (地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわ 一項の規定により、 次に掲げる厚

生労働大臣の権限

たる組合に関する権限を除く。 は、 地方厚生局長に委任する。

ただし

厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

法第十条第三項に規定する権限

法第十二条第四項第二号及び第三号並びに第六項に規定する権限

三

三百六条及び第三百七条第一項第三号に規定する権限 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条

四 1 て準用する場合を含む。 法第三十条の二第二項 (法第三十条の九第五項及び第七十三条にお)に規定する権限

六 五. 法第四十条第四項から第六項まで及び第八項に規定する権限

法第五十条の二第五項に規定する権限

八 七 法第五十条の四第一項に規定する権限

法第五十条の五に規定する権限

法第五十条の十二第二項及び第三項に規定する権限 法第五十条の九に規定する権限

九

+

+ 法第五十条の十三に規定する権限

法第五十条の十四第一項に規定する権限

第

十三 法第五十三条の四第一項及び第三項に規定する権限

十四 法第五十三条の五に規定する権限

十五 法第五十三条の十第一項から第三項まで及び同条第四項において

準用する民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十一条第

一項に規定する権限

十六 法第五十三条の十三第一項に規定する権限

十七 法第五十三条の十七第二項(法第五十三条の十九第二項において

一八 法第五十七条第一項に規定する権限準用する場合を含む。)に規定する権限

十九 法第五十七条第二項(法第六十二条第三項及び第六十九条第二項十八 法第五十七条第一項に規定する権限

二十 法第五十八条(法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三において準用する場合を含む。)に規定する権限

定する権限条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。)に規

場合を含む。)に規定する権限条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する二十一 法第五十九条第二項及び第三項(法第四十条第七項、第六十二

二十二 法第六十二条第二項に規定する権限

二十三 法第六十四条第二項に規定する権限

二十四 法第六十九条第一項に規定する権限

二十五 法第八十九条第二項に規定する権限

第百二十五号)第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限二十六 法第九十二条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律

	二十七 法第九十二条の二第一項及び第二項に規定する権限
	二十八 法第九十三条に規定する権限
	二十九 法第九十三条の二に規定する権限
	三十 法第九十三条の三第一項及び第二項に規定する権限
	三十一 法第九十四条第一項から第五項までに規定する権限
	三十二 法第九十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定す
	る権限
	三十三 法第九十五条に規定する権限
	三十四 法第九十六条第一項に規定する権限
	三十五 法第九十六条の二に規定する権限
第十章 雑 則	第十章 雑 則
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第二百五十五条 (略)	第二百五十六条(略)
(電磁的記録の備置きに関する特則)	(電磁的記録の備置きに関する特則)
第二百五十六条(略)	第二百五十七条(略)
第二百五十七条(略)(職員の身分を示す証票及び証明書)	第二百五十八条(略)(職員の身分を示す証票及び証明書)